

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）第三十五条の規定により知事が別に指定する区域は、次のとおりである。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定区域

呉市の大規模行為届出対象地域（呉市のうち音戸町、倉橋町及び安浦町の区域）

二 指定の効力の発生日

平成二十年三月一日